

# 兵庫県公報

令和4年10月31日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定農業用ため池の指定（農地整備課）	1
○ 特定ため池の指定（同）	1
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	2
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	2
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	4
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	6

## 告 示

### 兵庫県告示第1248号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	上の池	三木市	三木―123ほか5箇所



### 兵庫県告示第1249号

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	上池ほか25箇所	洲本市	髭谷池
西脇市	治山池	南あわじ市	綿谷池
三木市	三木―3433ほか1箇所	淡路市	水取池ほか1箇所
加西市	小池		



**兵庫県告示第1250号**

令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	蓮池ほか148箇所	市川町	西光池ほか21箇所
西宮市	切上池ほか4箇所	福崎町	長池ほか56箇所
宝塚市	大山ノ池ほか3箇所	相生市	堂谷池ほか14箇所
川西市	大草上池ほか12箇所	たつの市	車池ほか82箇所
三田市	奥ノ谷口池ほか40箇所	赤穂市	権現池ほか25箇所
猪名川町	畑田下池ほか32箇所	宍粟市	船谷池ほか34箇所
明石市	第17号池ほか2箇所	太子町	西ノ下池ほか8箇所
加古川市	上新池ほか107箇所	上郡町	三軒谷池ほか40箇所
高砂市	寺下池ほか11箇所	佐用町	甲大木谷池ほか35箇所
稲美町	荒内池ほか37箇所	豊岡市	三谷池ほか4箇所
西脇市	大木大池ほか82箇所	香美町	笠波池ほか1箇所
三木市	五百蔵1号池ほか166箇所	養父市	四田谷池ほか4箇所
小野市	芦谷1号ほか148箇所	朝来市	末谷池ほか13箇所
加西市	旅順池ほか165箇所	丹波篠山市	市谷池（瀬利）ほか54箇所
加東市	才ノ神池ほか257箇所	丹波市	恩鳥池ほか46箇所
多可町	河原谷池ほか35箇所	洲本市	山ノ神池ほか272箇所
姫路市	玉手池ほか175箇所	南あわじ市	大谷上池ほか166箇所
神河町	段ノ池ほか2箇所	淡路市	重郎兵衛池ほか306箇所



**兵庫県告示第1251号**

令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	幸徳大池ほか301箇所	市川町	塩谷下池ほか46箇所
西宮市	色子形池ほか6箇所	福崎町	西ヶ首池ほか19箇所
伊丹市	西池黒池	相生市	双子下池ほか60箇所
宝塚市	すりばち池ほか80箇所	たつの市	双子上池ほか23箇所
川西市	黒川大池ほか17箇所	赤穂市	鳥打峠池ほか2箇所
三田市	松谷池ほか148箇所	宍粟市	山田池
猪名川町	畑田中池ほか45箇所	太子町	下アング池ほか5箇所
明石市	籐治ヶ池ほか70箇所	上郡町	休治新池ほか16箇所
加古川市	竜ヶ池ほか114箇所	佐用町	段山池ほか20箇所
高砂市	清水池ほか13箇所	豊岡市	松原池ほか14箇所
稲美町	草谷池ほか37箇所	香美町	弥三郎池ほか2箇所
播磨町	城池ほか7箇所	新温泉町	谷道池（下）ほか3箇所
西脇市	菅野池ほか29箇所	養父市	篠谷上池ほか4箇所
三木市	墓池ほか461箇所	朝来市	くづい池ほか9箇所
小野市	鳴谷池ほか44箇所	丹波篠山市	宝谷池ほか25箇所
加西市	明寺谷池ほか215箇所	丹波市	森ノ下池ほか14箇所
加東市	尾巻池ほか87箇所	洲本市	川原池ほか185箇所
多可町	垣内池ほか59箇所	南あわじ市	かるふと下池ほか188箇所
姫路市	川西池下池ほか124箇所	淡路市	奥ノ内池ほか336箇所
神河町	丸池ほか5箇所		



**兵庫県告示第1252号**

令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	小河大池ほか38箇所	福崎町	向内池ほか1箇所
西宮市	瓢箪池ほか2箇所	相生市	馬道池ほか2箇所
三田市	向上下池ほか24箇所	たつの市	地獄谷池ほか20箇所
猪名川町	へら池ほか8箇所	赤穂市	荷子台池ほか2箇所

加古川市	牛谷池ほか6箇所	宍粟市	近江ヶ谷池ほか3箇所
稲美町	奥の池	太子町	ナタン池
西脇市	勝池ほか9箇所	上郡町	梅谷池ほか19箇所
三木市	谷奥大池ほか19箇所	佐用町	柴谷古池ほか16箇所
小野市	豊池ほか32箇所	新温泉町	タチヤ池ほか3箇所
加西市	翁谷口池ほか61箇所	朝来市	和田池
加東市	原嶋西池ほか93箇所	丹波篠山市	天神池(大上)ほか44箇所
多可町	奥桑谷池	丹波市	大正池ほか40箇所
姫路市	隠谷下池ほか51箇所	洲本市	山神中池ほか44箇所
神河町	慈増寺池ほか1箇所	南あわじ市	八木小屋池ほか6箇所
市川町	日原西ノ谷口池ほか3箇所	淡路市	奥ノ谷池ほか82箇所



**兵庫県告示第1253号**

令和2年兵庫県告示第425号の3(特定ため池の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	呑取池ほか151箇所	福崎町	池ノ谷中池ほか13箇所
西宮市	小池(辻池)ほか11箇所	相生市	東原池ほか6箇所
宝塚市	ナベガ谷池ほか20箇所	たつの市	本谷池ほか34箇所
川西市	水木谷上池ほか5箇所	赤穂市	ハブ池ほか5箇所
三田市	なめら池ほか198箇所	宍粟市	天神上池ほか2箇所
猪名川町	下良上池ほか42箇所	太子町	檜谷上池ほか4箇所
明石市	又池ほか11箇所	上郡町	桐ヶ田尾池ほか7箇所
加古川市	狐池ほか15箇所	佐用町	柴谷新池ほか23箇所
稲美町	芦池	豊岡市	中谷池ほか3箇所
西脇市	政右エ門池ほか12箇所	香美町	芝池下池
三木市	中床池ほか182箇所	新温泉町	平林池ほか13箇所
小野市	井ノ元谷池ほか49箇所	養父市	新宮坂池ほか2箇所
加西市	境谷池ほか149箇所	朝来市	ホドワ池ほか7箇所
加東市	待池ほか60箇所	丹波篠山市	平穏池ほか71箇所

多可町	馬場池ほか12箇所	丹波市	才坂池ほか55箇所
姫路市	唐立池ほか71箇所	洲本市	長池（木原池）ほか114箇所
神河町	山田池	南あわじ市	白桃池ほか35箇所
市川町	東杉野池ほか22箇所	淡路市	川池下池ほか185箇所



**兵庫県告示第1254号**

令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	宮前の池ほか63箇所	市川町	中の池ほか2箇所
西宮市	神呪池ほか2箇所	福崎町	塚本池ほか1箇所
宝塚市	寺西池上ほか8箇所	相生市	コウシカ谷下池ほか3箇所
猪名川町	材ノ前池	たつの市	清水池ほか2箇所
明石市	上ノ堀ほか1箇所	赤穂市	黒谷池ほか10箇所
加古川市	白藻池ほか7箇所	宍粟市	奥ノ谷池ほか3箇所
高砂市	南池新池ほか3箇所	太子町	天神山池ほか4箇所
西脇市	清水池	上郡町	宇治山西新池ほか7箇所
三木市	オクノ池ほか5箇所	佐用町	市尾池ほか9箇所
小野市	境田池ほか9箇所	豊岡市	神津池ほか4箇所
加西市	下沢池ほか9箇所	香美町	上林池
加東市	血の池ほか4箇所	養父市	北谷池ほか4箇所
多可町	西池ほか14箇所	朝来市	奥山一号池
姫路市	ヤシガタニ池ほか7箇所	丹波市	南賀上池ほか10箇所
神河町	南山池ほか1箇所	洲本市	みぞつぼ池ほか10箇所



**兵庫県告示第1255号**

令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	野路池ほか41箇所	市川町	薬師谷池ほか6箇所
宝塚市	馬淵池ほか6箇所	相生市	夫婦上池ほか7箇所
川西市	東谷下池ほか1箇所	たつの市	平成池ほか3箇所
三田市	墓ノ下池ほか63箇所	赤穂市	釜谷池ほか5箇所
猪名川町	飛詰池ほか21箇所	宍粟市	権現池ほか8箇所
明石市	平池ほか3箇所	上郡町	羽山池ほか9箇所
加古川市	伝平池ほか21箇所	豊岡市	黒田池
高砂市	上座エ門池	新温泉町	奥中池
西脇市	毘沙門池ほか2箇所	養父市	寺坂下池ほか2箇所
三木市	住泉寺上池ほか24箇所	来市	寺内池ほか1箇所
小野市	小野工業団地2号調整池ほか1箇所	丹波篠山市	篠一556ほか20箇所
加西市	前田池ほか3箇所	丹波市	三原池ほか1箇所
加東市	ビク池ほか5箇所	洲本市	しんず池ほか23箇所
多可町	弁天池ほか18箇所	南あわじ市	八ツ又池ほか29箇所
姫路市	長持池ほか17箇所	淡路市	保月上池ほか58箇所
神河町	西山池		



**兵庫県告示第1256号**

令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	家の上池	神河町	成林池
三田市	有田池ほか1箇所	市川町	尾林池ほか2箇所
西脇市	記念池	宍粟市	山田池ほか3箇所
小野市	鐘谷奥池ほか1箇所	朝来市	ふたた池
姫路市	亀池	南あわじ市	南一381（藤原池）



**兵庫県告示第1257号**

令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
三 田 市	大師中ノ池ほか1箇所	市 川 町	寺の谷池ほか6箇所
猪 名 川 町	上池	相 生 市	西野奥下池
明 石 市	山神戸池ほか2箇所	宍 粟 市	下河原池ほか1箇所
三 木 市	8号調整池	上 郡 町	西ノ奥池
小 野 市	小一102	新 温 泉 町	下山池ほか3箇所
姫 路 市	大日池ほか6箇所	養 父 市	奥山池
神 河 町	本谷池	南あわじ市	釜池